

5. 取り付け

▲警告

※圧力調整は、必ず、圧力調整器で行い、バルブで調整しないでください。
※圧力調整器に衝撃を与えないように、大切に扱ってください。
※継手のネジが変形して、圧力調整器が取り付けにくい時は、無理に取り付けないでください無理な取り付けは、継手及び圧力調整器のネジを傷つけ重大な人身事故が起こります。
※油及びグリスを使用しないでください。使用すると爆発、着火や火災の危険性があります。
また、圧力調整ハンドルネジ部のグリスは、酸素ガスに反応し着火や火災の危険があるので、ガスの接する部分や手、衣類等に付いた状態で機器を使用しないでください。
※圧力調整器と継手及び配管の接続は、ガス洩れのないように確実に締め付けてください。

操作は必ず次の手順に従って行ってください。

手順に従わない場合は重大な人身事故が起こることがあります。

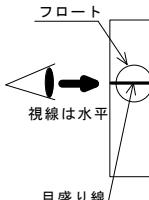
- (1) 圧力調整器を取り付ける前に、取付け部の異物の除去をしてください。除去されないと取り付けされると、圧力調整器の弁部が故障し「出流れ」(後記)発生の原因になります。
- (2) 取付け部にパッキンが必要な場合は、取付け部のパッキンが正常であることを確認してください。パッキンが損傷している場合は、新品と交換してください。(メタルシールの場合は不要)
- (3) モンキーレンチまたはスパナを用いて、取付ナット又は取付ネジを締め付けてください。この時、圧力計が見えやすい位置になるように取り付けてください。

6. 圧力の調整方法

▲警告

※入口弁を急激に開けると発火事故につながる危険があります。
※圧力調整ハンドルが、ゆるんでいる状態であることを確認してください。圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態でないと、入口弁を開いた時に、圧力調整器に過大な圧力がかかり、重大な人身事故が起こる危険があります。
※バルブを開くとき、体は圧力調整器に対して斜め前に位置し、圧力計の正面には絶対に立たないでください。
※圧力調整ハンドルがゆるんでいる状態であるにもかかわらず、二次側圧力計の指針が上がっていいく場合があります。これは出流れという非常に危険な故障です。ただちに、入口弁を閉じ、圧力調整器内のガスを放出し、圧力調整器を取り外し、速やかに当社または当社サービス店にご連絡ください。
※流量調整は、必ずフロートを見ながら流量計ハンドルで行い、入口弁で調整しないでください。(流量計付きの場合)
※圧力を調整した状態で入口のガスを放出しないでください。出口側のガスが逆流し、出流れが発生する原因になります。

- (1) 圧力調整器、継手、配管等が確実に接続されているかを確認してください。
- (2) 入口弁、出口弁等が閉じられているか確認してください。
- (3) 圧力調整器の圧力調整ハンドルを、左に回しゆるんでいる状態(圧力調整ハンドルを、左右に回すと空回りする状態)であるか確認してください。(設定式を除く)
- (4) 入口弁をゆっくり開き、一次側圧力計の指針が止まるのを確認します。その後各バルブを全開にしてください。
- (5) 入口弁を開いた後、出口弁が閉止状態の時に、二次側圧力計の指針が上がらない、又は安全弁よりガスが洩れないことで当製品が「出流れ」を起こしていないか確認してください。
- (6) 圧力調整器の圧力調整ハンドルを右に回してゆくと、二次側圧力計の指針が上がっていきます。ご希望の圧力の位置に指針が止まるように圧力調整ハンドルを少しずつ回してください。(設定式を除く)もし、ご希望の圧力の位置よりも指針が高い圧力の位置で止まった場合、圧力調整ハンドルを左に回しゆるんだ状態にした後、出口弁を少し開け、ガスを逃がし、指針が0になるのを確認し出口弁を閉じてから、再度、圧力のセットをしなおしてください。
- (7) 出口側に流量計が付いている場合、所定の流量に合わせてご使用ください。流量は、図のようにフロートの中心で読んでください。



7. 洗れチェック

▲警告

※各機器をガス洗れ状態のまま使用しますと、重大な人身事故が起こることがあります。特に、圧力調整器のカバー、圧力計等ねじ込み部及び安全弁からの洩れが発見されたら、ただちに使用を中止し、すみやかに当社または当社サービス店にご連絡ください。
※安全弁のセット圧力は変えないでください。安全弁は、出流れその他で出口圧力が異常に上昇した場合、作動します。出荷時にセットされた値を変えると、重大な人身事故につながります。

- (1) 出口弁を閉じ、入口弁を開いて一次側にガスを入れてください。
- (2) 圧力調整ハンドルを右に回して二次側圧力を使用圧力に調整した後、圧力調整ハンドルをゆるんでいる状態にしてください。
- (3) 圧力調整器及び各接続部に検知液(スヌープ等)を塗布し、洩れがないことを確認してください。
- (4) 入口弁を開じて2~5分待ってください。
例: 入口弁との接続箇所、入口継手、一次側圧力計の所
①もし一次側圧力計の針が下がったら、一次側でガスが洩れています。
- ②もし二次側圧力計の針が下がったら、二次側でガスが洩れています。
例: 継手、二次側圧力計の所
③もし一次側圧力計の針が下がり、同時に二次側圧力計の針が上がった場合、圧力調整器の弁部でガスが洩れています。(出流れ)
④洩れが発見されたら、ガスを抜いた状態で締付部の増し締め等を行い、再度洩れのないことを確認してから使用してください。
- 又、修理が必要な場合は、当社または当社サービス店にご連絡ください。
- (5) 洗れチェックが完了すれば、入口弁を開け圧力セッティングをして作業を開始してください。
- (6) 使用中、休憩その他のためにガスの使用を一時中止するときは、装置等のバルブだけでなく、入口弁も閉じてください。

8. 作業終了

- (1) 各バルブを閉じてください。
- (2) 通風の良い場所で、出口弁を開き、圧力計の指針が0になるまでガスを放出してください。
- (3) すべてのバルブは閉じてください。
- (4) 圧力調整ハンドルを左に軽くなるまで回して、ゆるんだ状態にしてください。
- (5) 各バルブが完全に閉まっていることを確認するため、2~3分後圧力計をチェックしてください。

9. 保管

- (1) 長期間、使用しない場合は、調整器を装置から外して保管してください。
- (2) 保管中は、調整器にゴミ、塵、水分等が入らないようにしてください。

10. 保守点検

▲注意

安全および性能維持のため、保守点検は必ず行ってください。
保守点検を怠りますと重大な人身事故が起こることがあります。

- (1) 自主点検
 - 1) 日常点検原則として、以下の項目について一日一回始業時に必ず行ってください。
 - ① 外観検査
 - ② 外部漏れ 『7. 洗れチェック』
 - ③ 出流れ(弁リーケ) 『7. 洗れチェック』
 - 2) 定期点検当製品はダイアフラム、O-リング等のゴム製品が使用されています。ゴム製品は長い間には劣化が起こります。作業環境、作業頻度に応じて、1年を目安に以下の項目について必ず行ってください。
定期点検は、日常点検の項目に加え、次の点検を行ってください。
 - ① 使用圧力範囲の確認 装置内にガスを供給し、圧力調整ハンドルを右方向へ回し、三次減圧弁の最高使用圧力までの設定が正常に行えるか確認してください。また、最高使用圧力以下で逃し弁が作動し、漏れがないかを確認してください。
 - ② 一次側圧力の低下有無の確認 使用状態でガスを流し、一次側圧力計が低下しないか確認してください。圧力の低下がある場合、入口側のフィルタの目詰まりの可能性があります。
 - ③ 圧力調整ハンドルの操作性が重くなったとき、または、定期的にグリース状の潤滑剤をネジ部に塗布してください。使用頻度が激しい場合はネジ部が磨耗し操作不能となることがあります。その場合は、圧力調整ハンドルの交換及び当製品の修理が必要となっております。

(3) メーカー点検

製造年月から7年を超えるものは、必ずメーカーの点検または交換をお願いいたします。未使用で長期保管されていたものについても同様にお願いいたします。

11. 修理

▲危険

※下記の故障が確認された場合や、本取扱説明書に記載されていない現象が発生した場合ならびに、ご不明な点がある場合は、ただちに、当社または当社販売サービス店にご連絡ください。
※機器は使用者が分解修理、改造等を行うと重大な人身事故発生の原因になりますので絶対しないようお願いいたします。

- ① 出流れ。(安全弁が作動する。)
- ② 入口圧力が供給されているにもかかわらず、一次側および二次側圧力計の指針が上がりない。
- ③ 圧力調整ができない。
- ④ ガスを流すと「キーン」という音がする。
- ⑤ 圧力調整器からガスが洩れる。
- ⑥ 圧力計が破損している。
- ⑦ 安全弁が作動する。
- ⑧ ガスが流れない。

※修理をご依頼の際には、次の事項についてお知らせください。

この事項は、修理を安全かつ迅速に行うため、および原因追及のため必要になりますのでご協力ください。

・型式

・機器番号(通常本体入口の下側に刻印されています。)

・使用ガス: ガス名

ガスの性質(毒性・可燃性・腐食性・それ以外)

(混合ガスの場合、ガスの成分および比率をお知らせください。)

・使用圧力: 一次側圧力(MPa)・二次側圧力(MPa)

・流量: L/min(標準状態)・m³/h(標準状態)

・使用期間: 何年・何ヶ月・何日・未使用

・使用用途および使用状況

・修理品受け渡しの際、毒性ガスの場合、不活性ガスにて置換されているか。

・故障内容: (例として、修理①~⑦の事項)

その他、使用時の操作手順および一次側・二次側の圧力計の状態等
また、「おかしい?」と思われた点をお知らせください。

■保証

保証期間

製造から24ヶ月以内に不具合が生じた場合、無償にて修理交換いたします。
但し、腐食性ガス用機器は6ヶ月保証になります。

(圧力計については12ヶ月保証になります。)

但し、下記事項での保証については、ご容赦ください。

① ユーザー様の不注意または、不法行為により不具合となった場合。

② ヤマト産業(株)でない部品を使って修理した場合。

③ 作業時に用いた材料・ガス等に欠陥があった場合。

① お取扱店さま

② 弊社営業所

札幌 TEL (011) 758-2223 仙台 TEL (022) 238-9005

つくば TEL (029) 823-0071 東京 TEL (03) 6372-1687

上尾 TEL (048) 720-5679 名古屋 TEL (052) 331-4147

大阪 TEL (06) 6751-5101 四国 TEL (087) 885-2478

広島 TEL (082) 823-8205 九州 TEL (0942) 36-7691